労秘第二二三号

昭和九年十一月一日

警視総監　小栗一雄

内務大臣　後藤文夫殿

社会局長官殿

各県知事殿（神奈川、宮城、群馬、埼玉、千葉、山梨）

新生館労働争議ニ関スル件（第一報）

要旨（淀橋区角筈二ノ六一新生館（活動常設）ニ於テハ従来経営者タル沢崎俊雄ガ不況ノ為メ経営困難ニ陥リタル為メ館ヲ大蔵興行部ニ賃貸契約ヲ為シ本月一日未払給料六百円ヲ支払ハズ其ノ後所在不明トナリタルニ依リ従業員ハ其ノ引継ヲ反対シ争議ニ入ル）

標記ノ労働争議ノ経過左ノ通リ

記

一、争議発生ノ場所　淀橋区角筈二ノ六一

9.11.01
5859

別紙

覚書

昭和九年十月十四日付要求書ニ関スル事項ヲ今般淀橋警察署員ノ立会ノ上左ノ通リ円満解決セルニ依リ同一ノモノ三通ヲ作成シ当事者各一通宛之ヲ所持ス

記

一、横川定次郎氏ヲ単ナル営業監督トナス規定ヲ設クルコト
二、従業員ノ給料ヲ平均一割ヲ増額スルコト
三、大人ノ照準額ハ金百五十円トス
四、公休日ハ男女月一回ヲ給スルコト
五、公傷ノ場合ノ医療費ハ会社ニ於テ支払スルコト
六、一ケ年以上ノ勤続者ハ退職手当ヲ給スルコト
　但シ一年以下者ニ対シテハ特ニ考慮スルコト
七、従業員ノ交通費ハ会社ニ於テ其ノ全額ヲ支払スルコト
八、従業員ノ請負制度ハ之ヲ撤廃スルコト
九、今回ノ紛議ニ関シ解雇者ヲ出サザル事

昭和九年十月三十日

東京演芸株式会社常務取締役　本橋喜右衛門
同会社従業員代表　神谷三郎
同　小畑岩吉
同　永富以徳
大日本芸産業城西支部代表　船生利重
立会人　高橋弥一